

河内町イメージキャラクターの使用に関する要綱

平成27年訓令第21号

(目的)

第1条 この要綱は、河内町イメージキャラクター「かわち丸」(以下「キャラクター」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請等)

第2条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、河内町イメージキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認めるとき。

(使用の制限)

第3条 町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 河内町暴力団排除条例(平成23年条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の使用に供されるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長がキャラクターの使用について適当でないとして認めるとき。

(使用の承認等)

第4条 町長は、第2条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、河内町イメージキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、使用の承認に条件を付することができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、河内町イメージキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条第1項の規定による承認の通知を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用の承認を受けた目的のみ使用すること。
- (2) キャラクターの使用をすることができる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターの形又はキャラクターに使用されている色を変更しないこと。
- (4) キャラクターに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(承認の取消し)

第7条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用の承認を取消すものとする。

- (1) 第3条各号に規定する事項に該当し、又は第6条各号に規定する事項に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取消したときは、河内町イメージキャラクター使用承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定によりキャラクターの使用の承認を取消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る対象物等の回収を求めることができる。

(免責)

第8条 前条の規定により、町長がキャラクターの使用の承認を取消したことにより、使用者に損害が生じた場合であっても、町はその責めを負わない。

2 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、町は損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年訓令第26号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。